



令和7年度

介護福祉士修学資金等 貸付事業の手引き

目次

1	制度の概要と目的	P.1
2	実施主体	P.1
3	貸付対象者	P.1～2
4	貸付金額	P.3
5	貸付期間	P.4
6	貸付利子	P.4
7	連帯保証人	P.4
8	貸付申請手続き	P.5～6
9	貸付申請書等記入上の注意	P.6
10	貸付の可否、貸付契約の締結	P.6
11	貸付の送金	P.7
12	貸付契約の解除	P.7
13	貸付の休止	P.7
14	返還	P.8
15	返還債務の履行猶予	P.8
16	返還債務の当然免除	P.9
17	介護福祉士の国家試験に合格できなかった場合	P.10
18	返還債務の裁量免除	P.10
19	貸付後の確認、届出義務	P.11
20	退職したときの手続き	P.11
21	出産・育児にともなう手続き	P.12
22	書類の提出先・お問い合わせ先	P.12
23	申請・届出に必要な書類一覧	P.13～15
24	貸付金受領までの手続きフロー図	P.16
25	よくある質問	P.17～22
26	各様式一覧	P.23～41

介護福祉士修学資金貸付事業・社会福祉士修学資金貸付事業

1 制度の概要と目的

この制度は、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下「養成学校」という）に在学し、資格を取得して、卒業後に大分県内（※1）において介護・相談業務等に従事しようとする方に、無利子で介護福祉士修学資金、または社会福祉士修学資金（以下「介護福祉士修学資金等貸付」という）を貸し付ける制度で、大分県内の福祉・介護人材の育成及び確保、並びに定着を支援することを目的としています。

養成学校を卒業後1年以内に、大分県内において介護福祉士または社会福祉士の受験範囲に定める介護・相談等業務 {以下「返還免除対象業務（※2）」という} に従事し、かつ、引き続き5年間 {過疎地域等（※3）で勤務した場合、または中高年離職者（※4）の場合は3年間} 従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

（※1）国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合は、全国の区域とする。

（※3）過疎地域等とは、「過疎地域、離島及び中山間地域等」のこと。大分県の過疎地域等でないところは、大分市（旧佐賀関町、旧野津原町は除く）、旧挾間町（七蔵司、内成、朴木時松は除く）、別府市（枝郷、天間は除く）、中津市（旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町は除く）で、それ以外は過疎地域等になる。

なお、日出町は半島振興対策実施地域、旧湯布院町は特定農山村地域のため、3年になる。

（※4）中高年離職者とは、養成学校入学時に45歳以上、かつ離職して2年以内の者をいう。

2 実施主体

この事業は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

3 貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

(1) 厚生労働大臣の指定する介護福祉士または社会福祉士を養成する大分県内及び県外の学校、その他の施設のうち、専修学校の一般課程及び各種学校を除く養成学校に在学している方。
なお、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）に限る。

(2) 養成学校に在学している方で、養成学校を卒業後、1年以内に介護福祉士資格、または社会福祉士資格を取得し、大分県内において返還免除対象業務に従事する意思のある方。

(3) 次の①から③のすべてに該当する方

①成績優秀で、介護福祉士または社会福祉士の資格取得に向けた向学心があると養成学校長が推薦する方。

②家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方 {独立行政法人日本学生支援機構が実施する、第二種奨学金の対象となる方と同程度（※5）の経済的理由により、修学が困難な方}。

③国庫補助事業（高等職業訓練給付金、生活福祉資金等）の給付金を利用していない方〔日本学生支援機構奨学金（※6）を除く〕。

また、養成学校に、職業訓練として在籍していない方。

（※2）

返還免除対象業務とは、施設等における介護業務、または相談援助等業務のことで、大分県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱第10条に規定する以下の業務のことで、

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務



返還免除対象業務に該当する職種は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ（<http://www.sssc.or.jp>）に詳しく掲載されています。なお、該当ページは、以下を検索しても表示されます。

職 種	検索ワード
介護福祉士	介護福祉士国家試験実務経験の範囲
社会福祉士	社会福祉士国家試験実務経験の範囲

（※5）生計維持者（親）の収入が下記の基準程度であること。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得の場合 （年間給与収入）	給与所得以外の場合 （年間所得金額）
2人	子（申請者） 親A（ひとり親）	1, 180	905
3人	子（申請者） 親A、親B	1, 127	891
4人	子（申請者） 親A、親B、子	1, 309	937
5人以上	子（申請者） 親A、親B、子、子	1, 387	1, 003

※給与所得・・・源泉徴収票の支払金額（税込）

※給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額（税込）

※生計維持者が父母でない場合は、申請者の生計を支えている人が生計維持者になります。

※申請者とその配偶者に収入がある場合は、両者の収入合計が上記表の世帯人数による、収入の基準程度であるかを確認します。

※生計維持者の収入が、上記表の金額を著しく超過する場合は、貸付の対象にならない場合があります。上記表の金額を超過している場合は県社協に連絡ください。

4 貸付金額

養成学校在学期間中に、下記の金額を上限に貸付します。

(1) 介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付

- ①修学資金（月額） 5万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時のみ） 20万円以内
- ③就職準備金（最終回貸付時のみ） 20万円以内
- ④国家試験受験対策費（上限2年分） 8万円以内（1年度あたり4万円以内）

※国家試験受験対策費は、介護福祉士修学資金貸付のみ対象となります。

⑤介護福祉士修学資金貸付は合計168万円以内、社会福祉士修学資金貸付は合計100万円以内。

(2) 通信制の社会福祉士養成学校に修学する場合

- ①修学資金（月額） 3万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時） 10万円以内
- ③合計64万円以内。

(※6)

独立行政法人日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）との併用ができます。

ただし、令和2年4月から開始された高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)との併用については、次のような取り扱いとなります。

- ①新制度が対象となる場合は、優先して同制度を利用してください。
- ②新制度の「授業料等減免」と介護福祉士修学資金等貸付を併用する場合、「授業料等減免」が優先されることから、授業料等の減免額が確定後、介護福祉士修学資金等貸付の貸付金額を決定します。
- ③介護福祉士修学資金等貸付のうち、「修学資金及び入学準備金」は、新制度による授業料等の減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合、自己負担額の範囲内かつ「修学資金及び入学準備金」の限額内で利用できます。

介護福祉士修学資金等貸付事業	高等教育の修学支援新制度	
	授業料等減免	給付型奨学金
入学準備金	△（差額支給）	
修学資金	△（差額支給）	
国家試験受験対策費用		○（併用可）
就職準備金		○（併用可）

5 貸付期間

原則として、養成学校に在学する正規の修学期間です。

2年次以降で申請した場合は、入学準備金が貸付対象外になります。

6 貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき、年3%の延滞利子が発生します。

7 連帯保証人

連帯保証人には、介護福祉士修学資金等貸付を受けた方（以下「借受人」という）と連帯して債務を保証していただくこととなります。万一、借受人の返還が滞った場合には、連帯保証人として債務を負担していただきます。

- (1) 原則として父母の2名（ひとり親の方は1名）が連帯保証人になります。父母がいない場合は、申請者の生計を支えている方を連帯保証人（1名）にしてください。
 - (2) 申請者の配偶者に所得がある場合は、配偶者を連帯保証人にすることができます。
 - (3) 県社協の審査により、上記連帯保証人が、返還債務を負担することが困難と見込まれる場合は、別途連帯保証人の追加を必要とする場合があります。
 - (4) 貸付後に連帯保証人が死亡、自己破産など返還債務を負担する資力がなくなった場合は、新しい連帯保証人の選任が必要になります。
 - (5) 外国人留学生の連帯保証人が個人の場合、日本国籍を有する方、または在留資格が「永住者」の方に限ります。
 - (6) 法人が連帯保証人になる場合
 - ①財務状況が健全で保証能力を有する必要があります。
 - ②連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会の承認が必要です。
- ※介護福祉士修学資金貸付については、法人が連帯保証人になる場合の保証制度が、令和7年度から始まる予定です。詳しくは「公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会」にお問い合わせください。

8 貸付申請手続き

年1回（申請期間：4～6月）のお申込みとなります。在学している養成学校へ、貸付申請書と下記必要書類を揃えてお申込みください。貸付申請書等の各様式は、県社協のホームページからダウンロードできます。

(1) すべての申請者が必要なもの

- ①貸付申請書【第1号の1様式（個人保証用）】または【第1号の2様式（法人保証用）】
- ②修学生推薦調書（養成学校で作成）【第2号様式】
- ③申請者世帯全員が記載された住民票（申込みの時点で取得可能な最新のもので、マイナンバーの記載がないもの）
- ④離職証明書 {中高年離職者（養成学校への入学時に、年齢が45歳以上で、かつ離職して2年以内の申請者）のみ提出}
- ⑤父母（生計維持者※）の所得・課税証明書（市町村発行：申込みの時点で取得可能な最新のもの）

※生計維持者は、原則、父母の2名です（ひとり親の方は1名）。父母がいない場合は、申請者の生計を支えている人が生計維持者になります。

※申請者に配偶者がいる場合は、申請者と配偶者の所得・課税証明書のみでよいです。

※外国人留学生で、生計維持者が海外に在住している等の理由により、所得・課税証明書を提出できない方は除きます。

⑥介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書【第3号様式】

県社協が審査等を行うにあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名捺印したもので、連帯保証人に関する必要書類でもあります。

⑦日本学生支援機構の給付型奨学金と併用する場合

給付奨学生の決定を受けた方は、「給付奨学生証」と「授業料減免等認定結果通知書」の写しを提出してください。「授業料等減免」の対象となる方は、支援区分と金額が確定してから、介護福祉士修学資金等貸付の金額が決まります。なお、「授業料減免等認定結果通知書」の遅れにより、介護福祉士修学資金等貸付の申請が、締切日に間に合わない場合は、県社協に連絡してください。

⑧外国人留学生の場合

ア 在留カードの写し（表・裏）

取得前の場合は、パスポートの写しを提出し、在留カードができしだい、その写しを提出してください。

イ 本人の収入状況届出書【第14号様式】

(2) 連帯保証人が個人の場合の必要書類

- ①所得・課税証明書（市町村発行：申込みの時点で取得可能な最新のもの）
※生計維持者と連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- ②住民票
※申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は、1通で兼ねることができます。

(3) 連帯保証人が法人の場合の必要書類

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行日から3か月以内のもの

②直近2か年の決算書の写し（総括分のみ） ※原本証明を付してください

例) 社会福祉法人・・・貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書

その他の法人・・・貸借対照表、損益計算書

※3月決算の法人で、提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は、完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。その後の審査によっては、最新のものをいただく場合があります。

③連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類

法人理事会議事録、または取締役会議事録の写し（連帯保証人になることを承認したことが確認できる部分のみの写しで良いです。ただし原本証明を付してください）。

借入申込時点で提出が困難な場合は、貸付決定後、借用証書等とあわせて提出してください。

9 貸付申請書等記入上の注意

(1) ボールペンを使用する場合は、黒色または青色のものを使用してください。鉛筆やこすると消えるボールペン（フィリクシオンペン）は使用しないでください。

(2) 訂正がある場合には、修正テープや修正液は使用しないでください。訂正箇所を二重線で消して、訂正印を押印し、余白に正しい文字を記入してください。

※申込書に記入漏れや書類の不備がないよう、すべての書類を揃えてください。

10 貸付の可否、貸付契約の締結

(1) 貸付決定または不承認の通知

貸付の可否を県社協で審査し、その結果を「介護福祉士修学資金等貸付決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付不承認通知書」で、申請者、連帯保証人、及び養成学校へ通知します。

(2) 貸付決定通知後の手続き

申請者は、貸付決定通知書を受取った日から14日以内に、下記①～④の書類を県社協へ提出してください。

① 借用証書

② 印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人各1通）

③ 振込口座申請書【第4号様式】

④ 振込口座通帳の写し

※金融機関名、支店名、口座番号、通帳名義、カタカナ氏名、が確認できるページをA4サイズでコピーしてください。

(3) 日本学生支援機構奨学金と併用の場合

高等教育の修学支援新制度の、「授業料等減免」の対象となった方は、授業料等減免額の確定後に介護福祉士修学資金等貸付の金額が決まります。従って、貸付の手続きに時間を要しますのでご承知おきください。

11 貸付の送金

県社協では、借用証書等の書類を受取ってから1か月以内に下記のとおり送金を行います。ただし、提出された書類に不備がある場合は、送金が遅れます。

- (1) 修学資金の送金は、初回については手続き完了後に、2回目以降は原則年2回（5月と10月）送金します。
- (2) 送金先の口座は、本人名義の口座に限ります。
- (3) 修学資金の1回あたりの送金額は、月額×6ヵ月分です。
- (4) 入学準備金は初回送金時に、就職準備金は最終学年10月の修学資金交付時に送金します。
- (5) 国家試験受験対策費用は、初回及び最終学年5月の修学資金交付時に送金します。
- (6) 貸付金の送金前に、毎回、養成学校、または借受人へ在学確認を行います。
- (7) 退学、休学、復学、停学、留年や進路変更した場合は、送金休止など別の手続きが必要になりますので、本会にご連絡ください。

※提出書類は13ページを参照

12 貸付契約の解除

借受人、連帯保証人、及び養成学校は、次の事由の発生日から14日以内に県社協へ連絡し、貸付契約解除の手続きを行ってください。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※提出書類は13・15ページを参照

13 貸付の休止

借受人が休学、停学、留年等の処分を受けたときは、その処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学した（留年の場合は進級が追いついた）日の属する月の分までの介護福祉士修学資金等貸付を、休止します。

※提出書類は13ページを参照

14 返還

次の場合、その事由が発生した日の属する月の翌月から、介護福祉士修学資金等貸付を返還しなければなりません。事由発生後、速やかに県社協へ連絡してください。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成学校を卒業した日から1年以内に資格登録せず、または大分県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大分県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※提出書類は13～15ページを参照

15 返還債務の履行猶予

養成学校を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、介護福祉士修学資金等貸付を返還する義務が生じます。ただし、次の場合、その事由が継続している期間、介護福祉士修学資金等貸付の返還が猶予されます。

- (1) 介護福祉士または社会福祉士の資格登録後、大分県内で継続して返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 貸付契約が解除された後も、引き続き在学していた養成学校に在学しているとき。
- (3) 養成学校卒業後、引続き、他種の養成学校に修学しているとき。
 - ①介護福祉士養成学校卒業者 ⇒ 社会福祉士養成学校で修学
 - ②社会福祉士養成学校卒業者 ⇒ 介護福祉士養成学校で修学
 - ③上記①②には、精神保健福祉士も含まれます。
- (4) 国家試験を受験できなかった場合、または不合格となった場合、翌年度の国家試験を受験する意思があるとき（猶予期間は介護福祉士が2年間、社会福祉士は3年間）。
- (5) 国家資格取得者が卒業後、返還免除対象業務に就くことができなかったが、1年以内に大分県内で当該業務に就く意思があるとき（猶予期間は1年間。ただし、返還免除対象業務以外の職種に採用された場合は2年間）。
- (6) 社会福祉士通信課程を9月に卒業した場合、当該年度の3月まで返還猶予する。ただし、卒業したことの届出が必要。
- (7) 災害、疾病、負傷、産休、育休、その他やむを得ない事由があるとき。

※提出書類は13・14ページを参照

16 返還債務の当然免除

次の(1)(2)場合、貸付金額にかかる返還の債務全額（既に返還を受けた債務を除く）を免除します。

(1) 次の①②の要件をすべて満たすこと

①養成学校卒業から1年以内に、介護福祉士、または社会福祉士の登録を行い、かつ大分県内において介護福祉士、または社会福祉士として返還免除対象業務に従事していること。

②返還免除対象期間（※7）

返還免除対象業務に従事している期間を返還免除対象期間といいます。介護福祉士、または社会福祉士として5年間（過疎地域等、または中高年離職者の場合は3年間）、継続して大分県内で返還免除対象業務に従事した期間が、返還免除対象期間になります。

また、実際に業務に従事すべき日数も定められており、在職期間5年の場合は900日以上、3年の場合は540日以上です。

（※7）返還免除対象期間は以下のとおり計算します。

	在職期間	業務に従事した日数
5年	通算1,825日以上	900日以上
3年	通算1,095日以上	540日以上

★返還免除対象期間の始期日は、次の①②のどちらか遅い方です。

①返還免除対象業務に従事し始めたとき ②介護福祉士、または社会福祉士の資格登録日

★災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により休職する場合は、返還猶予対象期間に該当しますが、返還免除対象期間に算入できない場合があります。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため、継続して従事することができなくなったとき。

(3) その他やむを得ない理由により継続して従事することができなくなった場合は、その理由や状況等により、個別に対応します。

※提出書類は15ページを参照

17 介護福祉士の国家試験に合格できなかった場合

(1) 介護福祉士資格の経過措置登録

平成29年4月1日から令和9年3月31日までに、介護福祉士養成学校を卒業した方は、卒業年度に国家試験を受験できなかった、または合格できなかった場合、経過措置登録を行い、大分県内で返還免除対象業務に、返還免除の対象期間、継続して従事することにより、介護福祉士修学資金貸付の返還が免除されます。介護福祉士資格の経過措置登録を行い、介護福祉士として就業することも選択肢のひとつです。

【経過措置の概要】

平成29年度から令和8年度までに介護福祉士養成学校を卒業した方は、介護福祉士国家試験に合格しなくても、または受験できなかった場合でも、試験センターに登録の申請をすることにより、卒業後5年の間、介護福祉士の登録を受けることができる特例措置です。

5年の間は、介護福祉士国家試験に合格した方と同様、介護福祉士ですが、5年の間に、下記①または②のいずれかの方法により、有効期限を解除しないと、5年後に介護福祉士の登録は消除されます。

①5年の間に、介護福祉士国家試験に合格すること。

②養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から起算して、5年間、継続して介護等の業務に従事すること。

※介護福祉士資格が失効した場合は、貸付金は返還となる場合があります。

(2) 経過措置登録後の提出書類

介護福祉士登録証の写し、資格登録有効期限通知の写し ほか

(3) 翌年度、国家試験を受験する意思がなく、かつ経過措置登録をする意思もない場合は、貸付金を返還しなければなりません。

18 返還債務の裁量免除

次の場合、介護福祉士修学資金等貸付の返還債務の全額、または一部が免除される場合があります。

(1) 死亡、または障害により、貸付けを受けた介護福祉士修学資金等貸付を返還することができなくなった場合。ただし、当該理由や状況等により、個別に審査します。

(2) 県内において、介護福祉士修学資金等貸付を受けた期間に相当する期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく自己都合で退職した場合は返還免除の対象になりません。返還免除の可否については、個別に審査し決定します。

19 貸付後の確認、届出義務

(1) 在学確認

養成学校卒業までは、貸付金の送金時に養成学校、または借受人へ在学確認を行います。
なお、退学・休学・停学・復学・貸付辞退する場合は、事前に県社協へ連絡してください。

(2) 現況確認・返還猶予申請・業務従事期間証明

養成学校を卒業し、かつ返還免除対象業務に就職後は、毎年、免除期間（5年もしくは3年）に達するまで、在職が継続しているかの現況を報告するとともに、従事期間等を確認し、返還猶予の申請等を行う必要があります。

【返還猶予申請書（第8号様式）】 【業務従事期間証明書（第9号様式）】

【現況報告書（第10号様式）】

(3) 随時報告（各種異動発生時）

借受人、または連帯保証人の住所・氏名の変更、就労先の変更、休職、退職等の場合は、事由が発生した日から14日以内に報告が必要です。

【異動届A（第11号様式）】 【異動届B（第12号様式）】

借受人、または連帯保証人が死亡した場合は、県社協に連絡してください。

【借受人死亡届（第13号様式）】

(4) 返還免除の申請

該当する場合は、事由が発生した日から14日以内に申請が必要です。

【返還免除申請書（第7号様式）】 【業務従事期間証明書（第9号様式）】

(5) その他、不明な点があれば県社協へお問い合わせください。

※返還猶予申請書のほか、各届出書類の提出が期限内にされない場合は、全額の返還になる場合があります。

※提出書類は13~15ページを参照

20 退職したときの手続き

退職したときは、原則として、退職した日の属する月の翌月末日までに、大分県内で返還免除対象業務に再就職してください。しない場合は貸付金を返還しなければなりません。ただし、就職活動しているにもかかわらず、就職が決まらない場合は、県社協にご相談ください。

※退職する場合は、事前に県社協へ連絡してください。

(1) 提出書類

【異動届B（第12号様式）】 【業務従事期間証明書（第9号様式）】

(2) 提出期限

退職日から14日以内

(3) 返還免除対象業務に就く意思がなくなった場合は、返還手続きが必要です。ただし、就職活動しているにもかかわらず就職が決まらない場合は、21ページのQ8を参照してください。

※提出書類は14・15ページを参照

21 出産・育児にともなう手続き

妊娠・出産・育児にともない、勤務している職場を休業、または退職する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 産前産後休暇、または育児休業を取得する場合は、その期間は返還猶予対象期間になります。ただし、返還免除対象期間には算入されないため、復職後は返還免除となるまで残りの期間に従事しなければなりません。

※産前産後休暇は14週間（産前6週間、産後8週間）。

※育児休業は、原則として子が1歳に達する日の属する月、または在籍する事業所が相当と認める期間をいう。

- (2) 妊娠を理由に退職し、出産・育児後に返還免除対象業務に就く場合。

子が1歳に達する日の属する月までの期間（育児期間）まで、返還猶予対象期間になります。ただし、返還免除対象期間には算入されないため、復職後は、返還免除となるまで残りの期間に従事しなければなりません。

なお、育児期間を終えた後に、再び返還免除対象業務に就かない場合は、貸付金を返還しなければなりません。

産前産後休暇に入る前に提出する書類	育児休業に入る前に提出する書類
<ul style="list-style-type: none">・【返還猶予申請書（第8号様式）】・【異動届B（第12号様式）】・母子手帳の写し	<ul style="list-style-type: none">・母子手帳の写し（子の氏名、生年月日、届出者との続柄がわかるページ）

22 書類の提出先・お問い合わせ先

〒870-0907

大分県大分市大津町2丁目1番41号

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部

介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付担当者

TEL:097-515-7771 FAX:097-515-7772

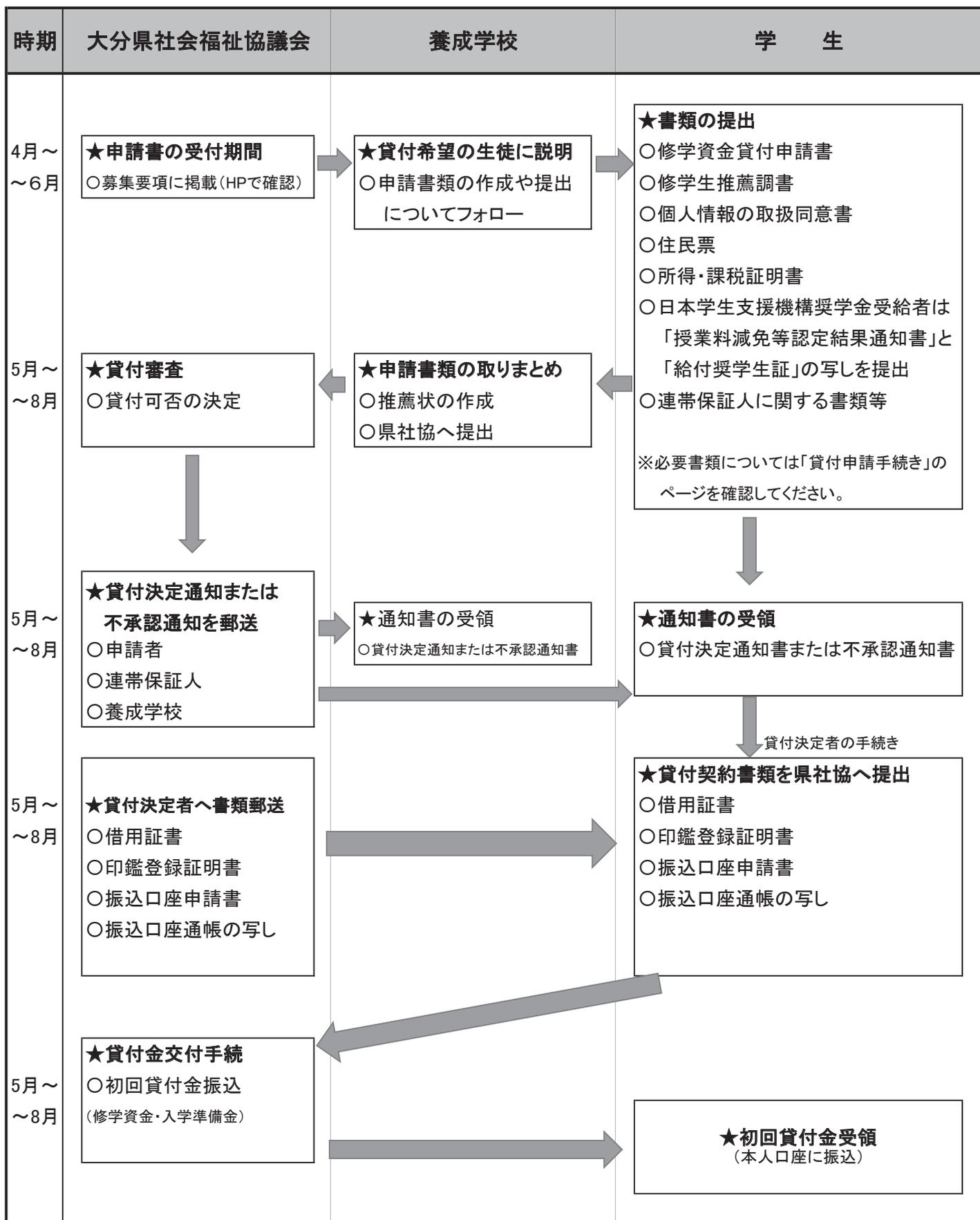
★大分県社会福祉協議会のホームページに様式等を掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。<http://www.oitakensyakyo.jp>

23 申請・届出に必要な書類一覧

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	本書該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
在学中	申請 ↓ 交付	貸付申請をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書<第1号様式> ・修学生推薦調書<第2号様式> ・個人情報の取扱同意書<第3号様式> ・住民票(申請者と連帯保証人分*1) ・課税・所得証明書(連帯保証人分) ※以下該当者に限る。 ・離職証明書(中高年離職者*2に限る。) ・在留カードの写し*3(外国籍申請者に限る。) ・登記事項証明書、印鑑登録証明書(連帯保証人が法人の場合に限る。) 法人の場合は5・6ページ参照 	<ul style="list-style-type: none"> *1 申請者と連帯保証人が同一住所の場合は、住民票は1通に綴ったものでも可。 *2 養成施設等の入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方。 *3 申請時取得されていない方は、カードの取得が出来しだい提出する。カードの両面をA4サイズでコピー。 	5 から 6	8 貸付申請手続き
		「貸付決定通知書」を受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借用証書 ・印鑑登録証明書(申請者、連帯保証人分) ・振込口座申請書<様式第4号> ・*4 振込口座通帳のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> *4 金融機関名、支店名、口座番号、漢字、カタカナ口座名義のわかるページをすべて。A4サイズでコピー 	6	10.貸付の可否、貸付契約の締結
		貸付金の送金を受ける都度提出(不要の場合あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書<第5号様式> 	<ul style="list-style-type: none"> 県社協が直接学校に確認する場合は不要 	7	11.貸付の送金
	猶予	貸付契約解除後、引き続き養成施設等に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・在学証明書<第5号様式> 		8	15 返還債務の履行猶予
	届出	長期欠席、停学、または休学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 A<第11号様式> 	<ul style="list-style-type: none"> 養成学校の証明が必要 	11	19 貸付後の確認、届出義務
		復学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 A<第11号様式> 	<ul style="list-style-type: none"> 養成施設の証明が必要 	11	
		退学するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 A<第11号様式> ・返還計画書<第6号様式> 	<ul style="list-style-type: none"> 養成施設の証明が必要 	11	
	貸し付けを辞退するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 A<第11号様式> 		11		

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	本書該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
卒業後	猶予	卒業後、引き続き他種の養成学校等に在学しているとき	・返還猶予申請書<第8号様式> ・在学証明書<第5号様式> ・卒業証書の写し		8	15 返還債務の履行猶予
	猶予	社会福祉士の通信課程を卒業した場合	・返還猶予申請書<第8号様式> ・異動届 A<第11号様式> ・卒業証書の写し	修学期間 18 カ月で9月に卒業するため	8	15 返還債務の履行猶予
	猶予	国家試験に合格して初めて返還免除対象業務に就いたとき	・異動届 A<第11号様式> ・返還猶予申請書 <第8号様式> ・登録証の写し ・卒業証書の写し	異動届 A に事業主証明が必要	8 11	15 返還債務の履行猶予 19 貸付後の確認、届出義務
	猶予	国家試験に合格したが返還免除対象業務に就けなかった。 1年以内に当該業務従事を目指すとき	・返還猶予申請書 <第8号様式> ・登録証の写し ・卒業証書の写し		8	15 返還債務の履行猶予
	猶予	国家試験に合格し、他の職種に従事。 返還免除対象業務に就く意思があるとき	・異動届 A<第11号様式> ・返還猶予申請書 <第8号様式> ・登録証の写し ・卒業証書の写し		8	15 返還債務の履行猶予
	猶予	国家試験が不合格だったが、翌年再度受験する意思があるとき	・返還猶予申請書 <第8号様式> ・卒業証書の写し		8 10	15 返還債務の履行猶予 17 介護福祉士の国家試験に合格できなかった場合
	返還	国家試験が不合格だったが、翌年再度受験する意思がないとき	・返還計画書<第6号様式> ・卒業証書の写し		8	14 返還
	届出	休職するとき。	・異動届 B<第12号様式> ・返還猶予申請書 <第8号様式>	異動届 B に事業主証明が必要	8 11	15 返還債務の履行猶予 19 貸付後の確認、届出義務
	届出	退職① 退職した翌月、県内で返還免除対象業務に再就職するとき	・異動届 B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式>	異動届 B と業務従事期間証明書に事業主証明が必要	11	20.退職したときの手続き

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
卒業後	返還 退職② 退職した翌月に、県内で返還免除対象業務に再就職しないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 B<第 12 号様式> ・業務従事期間証明書<第 9 号様式> ・返還免除申請書<第 7 号様式> (* 該当者に限る。) ・返還計画書<第 6 号様式> 	就職活動しているにもかかわらず、返還免除対象業務に就けない場合は、県社協に連絡してください。	11	20.退職したときの手続き	
	返還 退職③ 今後、県内で返還免除対象業務に就かないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 B<第 12 号様式> ・業務従事期間証明書<第 9 号様式> ・返還免除申請書<第 7 号様式> (* 該当者に限る) ・返還計画書<第 6 号様式> 		8 11	14 返還 20.退職したときの手続き	
	免除 返還免除対象業務に 5 年間 (または 3 年間) 従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 <第 7 号様式> ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式> 		9	16 返還債務の当然免除	
	現況 返還が免除されるまで (* 毎年 4/1 現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書 <第 10 号様式> ・返還猶予申請書 <第 8 号様式> ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式> * 前年度、特定業務に従事していた方 	提出期限 原則は毎年 4 月 30 日まで	11	19 貸付後の確認、届出義務	
在学中・卒業後	届出	借受人の住所、氏名等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 B<第 12 号様式> ・住民票 ・在留カードの写し (該当者) 		11	19 貸付後の確認、届出義務
		連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届 B<第 12 号様式> ・住民票 (住所、氏名の変更に限る) 		11	19 貸付後の確認、届出義務
	連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に対応します。 				
	借受人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人死亡届<第 13 号様式> ・死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本 		11	19 貸付後の確認、届出義務	



※ フロー図は手続きの流れを簡略に示したものであり、各手続きについては、該当ページを確認してください。

よくある質問と回答

【申請時】

1	Q	貸付の内容を知りたいのですが、どうすればよいですか。
	A	大分県社会福祉協議会のホームページのスライド画面から、「各種資金貸付事業」をクリックし、項目の中から「介護福祉士等修学資金貸付事業の手引き」を選択し確認してください。貸付の内容を詳細に掲載しています。
2	Q	貸付を申請したいと思います。どうすればよいですか。
	A	養成学校に入学後、養成学校に申し出て制度の説明を受け、申請に必要なとなる書類を受取ってください。申請には養成学校の推薦が必要です。申請手続きは養成学校がとりまとめて県社協に対して行われます。
3	Q	養成学校に入学する前に申請し、貸付決定を受けて安心したいのですが。
	A	貸付の申請は養成学校に入学してからの手続きになりますので、入学前に手続きはできません。
4	Q	2年次に貸付を申請することはできますか。
	A	申請は2年次でも可能ですが、「入学準備金」の借入れはできません。また、当該年度の4月分から卒業年月分までが貸付期間となります。
5	Q	社会福祉士の通信課程で資格を取りたいと考えていますが、貸付を申請することはできますか。
	A	申請は可能です。
6	Q	日本学生支援機構奨学金や日本政策金融公庫の教育ローン、銀行等の教育ローンと併用は可能ですか。
	A	日本学生支援機構奨学金との併用は可能です（3ページ参照）。金融機関（公庫や銀行等）からの借入と併用することも可能です。
7	Q	令和2年4月から開始された「高等教育の修学支援新制度」との併用は可能ですか。
	A	可能です。ただし、「授業料等減免」の対象となる場合は、介護福祉士等修学資金貸付の貸付額が減額されます。詳細については手引きで確認するか県社協にお問い合わせください。
8	Q	県や市町村の奨学金、入学する学校の奨学金を受ける場合でも、介護福祉士修学資金等貸付を申請することはできますか。
	A	可能です。併用の対象外となるのは、日本学生支援機構奨学金を除く、国庫補助事業（高等職業訓練給付金、生活福祉資金等）の給付金です。詳しくは県社協に確認してください。

【申請時】

9	Q	修学資金の月額が50,000円上限となっていますが、上限額の50,000円で申請してもいいですか。
	A	必要な金額を申請できます。この修学資金は給付金でなく、貸付金であることを踏まえて、連帯保証人、養成学校の担当者と相談したうえで、修学に必要な金額を申請してください。
10	Q	介護福祉士の養成学校に入学しました。借入手続きをするか迷っていますが、申請はいつまで可能ですか。
	A	申請手続きは、毎年4月から6月までの募集期間内に行ってください。ただし、日本学生支援機構奨学金の手続きで申請が遅くなる場合は、事前に県社協へ連絡してください。
11	Q	貸付を申請するときに、連帯保証人の所得・課税証明書の代わりに、源泉徴収票や給料明細のコピーを提出してもよいですか。
	A	源泉徴収票や給料明細のコピーは受付できません。市町村が発行した所得・課税証明書（取得可能な最新のもの）を提出してください。
12	Q	借入の手続きで、印鑑登録証明書を提出するようになっていますが、外国人留学生も印鑑登録証明書が必要ですか。
	A	各市町村において、外国人留学生の印鑑登録ができますので、印鑑登録証明書を提出してください。
13	Q	私は外国人留学生で、母が長い間日本に住んで仕事をしています。母を連帯保証人にすることはできますか。
	A	母親が日本国籍を有するか、または永住者であり、かつ所得があれば連帯保証人の申請は可能です。

【在学中】

1	Q	介護福祉士課程に通学し、貸付を利用していましたが、在学中に学科変更して、他種の資格取得を目指すことにしました。どのような手続きを取ればいいですか。
	A	送金を停止し、既を送金された金額については全額返還となります。ただし、貸付決定時に在学していた養成学校に引続き在学する間は、返還を猶予することができます。養成学校卒業後に返還開始となります。事前に県社協へ連絡してください。
2	Q	養成学校を休学・停学・留年した場合はどうなりますか。
	A	休学、停学、留年の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した（留年の場合は進級が追いついた段階）日の属する月の分までの修学資金の貸付は行いません。既に貸付を受けている場合は、次回の交付額を休学または退学の期間に応じて減額します。なお休学等の状況によっては、返還が必要な場合もあります。休学、停学、留年の処分を受けた場合は速やかに県社協へ連絡してください。
3	Q	養成学校を退学しました。どのような手続きを取ればいいですか。
	A	ただちに修学資金の送金を停止し、既を送金された貸付金を返還する手続きが必要です。速やかに県社協へ連絡してください。
4	Q	介護福祉士の修学資金を借りましたが、介護福祉士養成学校を卒業後、社会福祉士養成学校へ入学し、社会福祉士の資格を取りたいと考えていますが、返還はどうなりますか。
	A	在学期間中は返還が猶予されます。卒業後は、原則として、介護福祉士として、所定の期間、介護福祉士の返還免除対象業務に従事することで返還が免除されます。
5	Q	養成学校を卒業後に、大学の心理学科に進学したいと思っています。大学を卒業後は介護の仕事に就く予定です。返還は猶予されますか。
	A	養成学校を卒業後、引続き他種の養成学校に在学する場合のみ、返還が猶予されます。他種とは、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の養成学校です。従って、それ以外のコースに進学した場合は、全額返還しなければなりません。
6	Q	家庭の事情により、年度途中から日本学生支援機構奨学金を利用することになりました。何か手続きは必要ですか。
	A	授業料等減免の対象者については、採用決定に係る通知の写しを県社協へ提出してください。まずは県社協へ連絡してください。

【卒業後】

1	Q	養成学校を卒業する時に介護福祉士の国家試験を受験しましたが、不合格でした。資格登録はしていませんが、現在に至るまで1年間、介護職員として就労しています。この1年間は返還免除対象期間にカウントされますか。
	A	翌年度以降、国家試験を受験する意思があれば、養成学校卒業後2年間は返還が猶予されます。介護福祉士の場合、養成施設を卒業後、やむを得ない事情で国家試験を受験できなかった場合、または合格できなかった場合、経過措置の登録手続きを行った上で所定の期間、返還免除対象業務に従事することで返還が免除されます。あなたの場合は、養成学校卒業後、これまで介護業務に就いていますので、介護福祉士の経過措置登録を行うことも、ひとつの選択です。手引きの10ページを確認してください。
2	Q	卒業後、介護福祉士の資格登録をしましたが、まだ返還免除対象業務に就いていない場合はどうなりますか。
	A	卒業日の属する月の翌月から1年以内に、返還免除対象業務に就いていない場合、貸付金は返還となります。
3	Q	養成学校を卒業後に社会福祉士の国家試験を受けましたが不合格になってしまいました。借入金を返還しなければなりませんか。
	A	国家試験を受験できなかった場合や不合格になった場合、介護福祉士はあと2回、社会福祉士はあと3回の受験まで返還が猶予されます。つまり、最初の受験を含めてトータルでは、介護福祉士は3回目に、社会福祉士は4回目に合格しなければ借入金を返還しなければなりません。
4	Q	介護職をしながら社会福祉士の通信教育を受けるため、社会福祉士修学資金を借りました。卒業後、社会福祉士の資格を取得しましたが、社会福祉士業務の空きがなく、介護職の業務を続けています。上司には社会福祉士業務への配置換えをお願いしています。修学資金を返還しなければならないですか。
	A	社会福祉士の業務に就くことで返還免除になる貸付けです。このケースの場合、養成学校卒業後2年以内に社会福祉士の返還免除対象業務に就かなければ返還となります。特に社会福祉士の通信教育を受講するため修学資金貸付を申請される方は資格取得後、社会福祉士の業務に就かなければ返還になることに留意してください。
5	Q	貸付を利用して以降、同じ事業所で就労を継続しています。就労先が変わっていないので、2年目以降の業務従事期間証明書は提出しなくてもいいのでしょうか。
	A	貸付後は、返還免除となるまで毎年1回、『業務従事期間証明書（第9号様式）』と『返還猶予申請書（第8号様式）』を提出していただきます。就労先に変更が無い場合でも提出が必要です。また、就労先や、住所、氏名、連絡先等が変更となった場合も、都度、届出が必要です。なお、期限までに業務従事期間証明書等の書類提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、貸付金を返還していただく場合があります。

【卒業後】

6	Q	雇用形態がパートやアルバイトでも返還免除対象となりますか。
	A	パートやアルバイトでも対象になります。
7	Q	就労先の施設を退職して、別の施設で働くことにしましたが返還免除の条件である「5年間」とは連続して5年ですか。それとも通算5年ですか。
	A	退職した場合、大分県内の事業所、施設等において再度、返還免除対象業務に就いた場合は、通算して5年間就労を継続すれば返還免除の対象になります。ただし、原則として退職した日の属する月の翌月末日までに返還免除対象業務に就かなければ返還になります。
8	Q	勤務していた介護施設を退職し、別の介護施設に就職するため現在求職中ですが、なかなか自分の希望するところがなく、再就職に時間がかかりそうです。返還しなければなりませんか。
	A	退職した場合は、原則として退職した日の属する月の翌月末日までに、返還免除対象業務に就かなければ貸付金を返還しなければなりません。ただし、求職活動しているにもかかわらず就職出来ない場合は、最長で退職した日から6ヵ月間返還を猶予します。その場合は、求職活動していることを報告する必要があります。県社協にご相談ください。
9	Q	結婚して、大分県外へ転出することになりました。現在勤務先の事業所は退職しますが、県外でも介護の仕事に就く予定です。この場合は返還免除対象期間にカウントされますか。
	A	大分県内で返還免除対象業務に従事する方を対象とした貸付のため、自己都合により県外で就労する場合、貸付金は返還となります。
10	Q	養成学校を卒業後、介護の仕事を4年間続けましたが、結婚のため県外へ転出することになりました。借入れた168万円は全額返還しなければなりませんか。
	A	貸付金の返還については、借受人の就労期間や事情等を考慮し、返還額の一部減免をする場合があります。個別対応となりますので県社協に連絡してください。

【卒業後】

11	Q	法人内の人事異動により、県外の事業所で就労することになりました。この場合の手続きはどうなりますか。
	A	人事異動等により県外で返還免除対象業務に就いた場合、その期間も返還免除対象期間にカウントします。※自己都合により県外で働くことになった場合は返還になります
12	Q	返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合の手続きはどうなりますか。
	A	今後、体調が良くなれば介護の仕事に就くのか、または、もう介護の仕事に就く意思がないのかで手続きが違います。まずは県社協にご相談ください。
13	Q	過疎地域で2年間就労していましたが、来年から法人内の人事異動により、過疎地域外の事業所で働くことになりました。あと1年働けば免除となりますか。
	A	連続して3年間、過疎地で返還免除対象業務に従事した場合は返還免除となります。途中で過疎地外の地域で就労することになった場合は、通算して5年間の就労が必要になります。今回のケースではあと3年、返還免除対象業務に従事すれば返還免除となります。
14	Q	過疎地外で1年間就労した後、人事異動により過疎地の事業所で勤務することになりました。あと何年勤務すれば返還免除になりますか。
	A	過疎地の場合は3年なので、過疎地で3年勤務すれば返還免除になります。この場合、トータルで4年勤務したことになります。
15	Q	出産・育児のため休業することになりました。何か手続きは必要ですか。
	A	12ページを参照してください。 出産・育児のための休業は、返還猶予対象期間になりますが、返還免除対象期間にはカウントされません。
16	Q	勤務している法人内の人事異動で、介護業務から相談業務に配置されました。貸付金を返還しなければなりませんか。
	A	人事異動で返還免除対象業務以外の業務（事務・運転手・相談業務等）の担当になった場合は、返還猶予期間になります。ただし返還免除対象期間にはカウントされないため、将来、返還免除対象業務に就くことが必要です。

26 各様式一覧

様式番号	様式名称	備考
第1号の1様式	貸付申請書（個人保証用）	両面コピーしてください
第1号の2様式	貸付申請書（法人保証用）	両面コピーしてください
第2号様式（介）	修学生推薦調書	
第3号様式（介）	介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取り扱いについて 介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書	
第4号様式（介）	振込口座申請書	
第5号様式（介）	在学証明書	県社協が直接学校に確認する場合は不要
第6号様式（介）	返還計画書	
第7号様式（介）	返還免除申請書	
第8号様式（介）	返還猶予申請書	
第9号様式（介）	業務従事期間証明書	
第10号様式（介）	現況報告書	
第11号様式（介）	異動届 A	
第12号様式（介）	異動届 B	
第13号様式（介）	借受人死亡届	
第14号様式（介）	本人の収入状況届出書	
第15号様式（介）	求職活動状況報告書	

貸 付 申 請 書

申請日 西暦 年 月 日

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、本修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者が記入】

フリガナ			
氏 名			印
生 年 月 日	西暦	年 月 日 生	（満 歳）
	中高年離職者は☑を入れてください→□		
住 所	〒 -		
	TEL: ()	携帯:	- -
養 成 施 設	名 称		
	学科・専攻		
	入学(予定)年月	西暦	年 月 (第 学年在学中)
	卒業予定年月	西暦	年 月

【以下はパソコン入力可】

種 別	介護福祉士		
借入希望金額	①修学資金	円(月額 50,000 円 × 修学月数 ヵ月)	
	②入学準備金	円	
	③就職準備金	円	
	④国家試験 受験対策費用	円(年額 40,000 円 × 修学年数 年)	
	総額 (①+②+③+④)	円	
奨学金や借入金 の利用予定	有 ・ 無		
	名 称		

【社会福祉士】

種 別	社会福祉士 ・ 社会福祉士（通信）		
借入希望金額	①修学資金	50,000 円(月額 円 × 修学月数 ヵ月) 20,000 (通信)	
	②入学準備金	円	
	③就職準備金	円 {通信の場合は対象外(0円)です}	
	総額 (①+②+③)	円	
奨学金や借入金 の利用予定	有 ・ 無		
	名 称		

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。
手引き、または募集要項の「貸付金額」のページを参考にして下さい。

生計を一にする家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	勤務先または学校等	年収
		本人			

【連帯保証人が記入】

連帯保証人予定者	フリガナ				続柄	
	氏名					
	生年月日	西暦	年	月	日生	(歳)
	住所	〒 -				
		TEL : ()		携帯 : - -		
	勤務先名					
勤務先住所	〒 -					
	TEL : ()					

連帯保証人予定者	フリガナ				続柄	
	氏名					
	生年月日	西暦	年	月	日生	(歳)
	住所	〒 -				
		TEL : ()		携帯 : - -		
	勤務先名					
勤務先住所	〒 -					
	TEL : ()					

申請手続き、その他手続きにおける問い合わせ先（常時連絡が取れる方）					
氏名	(続柄)		連絡先	-	-

【確認事項】

- 1 大分県社会福祉協議会による所定の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- 2 貸付審査の必要に応じ、ヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合があります。
- 3 ご送付いただいた申請書等書類はご返却いたしませんのでご了承ください。なお、貸付不承認になった場合は、申請書類一式をご返却いたします。
- 4 本資金貸付は租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税が課せられません。

貸付申請書

申請日 西暦 年 月 日

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、本修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者が記入】

フリガナ			
氏名			印
生年月日	西暦 年 月 日生（満 歳） 中高年離職者は☑を入れてください→□		
住所	〒 - TEL: () 携帯: - -		
養成施設	名称		
	学科・専攻		
	入学(予定)年月	西暦	年 月 (第 学年在学中)
	卒業予定年月	西暦	年 月

【以下はパソコン入力可】

種別	介護福祉士		
借入希望金額	①修学資金	円(月額 50,000 円×修学月数 ヵ月)	
	②入学準備金	円	
	③就職準備金	円	
	④国家試験 受験対策費用	円(年額 40,000 円×修学年数 年)	
	総額(①+②+③+④)	円	
奨学金や借入金の利用予定	有 ・ 無		
	名称		

【社会福祉士】

種別	社会福祉士 ・ 社会福祉士(通信)		
借入希望金額	①修学資金	50,000 円(月額 円×修学月数 ヵ月) 20,000 (通信)	
	②入学準備金	円	
	③就職準備金	円 {通信の場合は対象外(0円)です}	
	総額(①+②+③)	円	
奨学金や借入金の利用予定	有 ・ 無		
	名称		

※社会福祉士の通信制を希望される場合は修学資金、入学・就職準備金が異なります。
手引き、または募集要項の「貸付金額」のページを参考にしてください。

生計を 一にする 家族の状況	氏 名	申請者との 続柄	年齢	勤務先または学校等
		本人		

【連帯保証人が記入】

連帯保証人 予定者 (法人)	フリガナ			
	法人名			
	申請者との 関係			
	事業所 所在地	〒 ー		
	事業所電話			
	事業所の 担当者名	部署名	氏 名	

【確認事項】

- 1 大分県社会福祉協議会による所定の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- 2 貸付審査の必要に応じ、ヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合があります。
- 3 ご送付いただいた申請書等書類はご返却いたしませんのでご了承ください。なお、貸付不承認になった場合は、申請書類一式をご返却いたします。
- 4 本資金貸付は租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税が課せられません。

修学生推薦調書

西暦 年 月 日

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

養成学校
所在地
名称
長の職・氏名 印

下記の者は所見のとおり、介護福祉士修学資金等貸付を受ける者として適当と認め、推薦します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日生（満 歳）
学科・専攻	
学年	第 学年在学中
推薦理由	

※在籍する養成学校が記入します。

介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
介護福祉士修学資金等貸付事業(以下「本事業」という)の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。
2. 個人情報の取得について
本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。
3. 個人情報の利用について
本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また個人情報を取得します。
4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について
本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
 - ・火災・災害などの緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
5. 個人情報の管理について
本事業利用に関する個人情報については、書面および情報システムにつながったコンピューターに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・毀損のないように努めます。個人データを管理するコンピューターの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付けにかかわる個人情報については、返還が完了した年度の終了後、確実かつ速やかに破棄または削除します。
6. 個人情報の本人への開示について
本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人または第三者の権利利害を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会会長 様

介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

西暦 年 月 日

貸付申請者 _____ 印

(本人自署)

連帯保証人 _____ 印

(本人自署)

連帯保証人 _____ 印

(本人自署)

※貸付申請者、連帯保証人各々について、署名捺印してください。

第 5 号様式 (介)

西曆 年 月 日

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 ()
(借受人) 住 所 〒 -

()

氏 名 印

携帯番号 - -

在学証明書

学科・専攻	
学 年	年

西曆 年 4 月 1 日現在、上記のとおり、在学していることを証明します。

西曆 年 月 日

(養成施設)
所在地

名 称

代表者の職・氏 名

印

業務従事期間証明書

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

西暦 年 月 日

貸付番号 ()
(借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

次のとおり、業務に従事していますので届出します。

業務従事先	所在地	〒 - TEL () -
	法人名 /施設・事業所名	
	職種	
業務従事期間 (雇用期間)	西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日まで	
	業務の中断 (休業) 期間	*該当する場合のみご記入下さい。 西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日まで
	業務の中断 (休業) の理由	*該当する場合のみご記入下さい。
業務に従事した日数	日 ※夜勤は1日として算入	

【除外期間】業務に従事した日数は、休日、休暇、出張、研修等で従事しなかった日を除く。
上記のとおり、相違ないことを証明します。

西暦 年 月 日

所在地

法人名
/施設・事業所名

代表者の職・氏名

印

*個人印不可

現 況 報 告 書

西 曆 年 月 日

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

貸付番号（ ）
（借受人）住 所 〒 -

（
）

氏 名 印

携帯番号 - -

下記のとおり、西曆 年 4 月 1 日現在の現況を報告します。

勤務先、 または 養成学校	所在地	(〒 -) 電話 () -
	名 称	
	職種、 または 養成課程	

異 動 届 A

社会福祉法人

西暦 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

下記のとおり、届出をいたします。(*届出番号に○をしてください。2~6は養成学校、9は事業主の証明が必要です。)

1	貸付辞退	辞 退 日	西暦 年 月 日
		辞 退 額	円
2	退 学	年 月 日	西暦 年 月 日
3	長期欠席	各 期 間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日
4	停 学		
5	休 学		
6	復 学	年 月 日	西暦 年 月 日
養成学校 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。		西暦 年 月 日
	所在地		
	養成学校名		
	代表者の職・氏名		印

7	登 録	種類・番号	種類 () 番号 (第 号)	
		登録年月日	西暦 年 月 日	(登録証の写しを添付)
8	卒 業	卒業養成学校名	卒業年月日	西暦 年 月 日 (卒業証書の写しを添付)
9	就 業	就業年月日	西暦 年 月 日	
		勤務先名称		
		勤務先所在地	〒 - TEL : () -	
		職 種	雇用形態	正規 ・ 非正規 ()

事業主 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。		西暦 年 月 日
	所在地		
	法人名/施設・事業所名		
	代表者の職・氏名		印

異 動 届 B

西 暦 年 月 日

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

()

氏 名 印

携帯番号 - -

下記のとおり、届出をいたします。（*届出番号に○をしてください。3、4、5、6は事業主の証明が必要です。）

1	借受人住所等	*添付書類 住民票 ・ 氏名が変わった場合は戸籍抄本		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
2	連帯保証人住所等	*添付書類 住所・氏名変更の場合、住民票		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
	勤務先名称			
	勤務先所在地	〒 -	TEL: () -	
3	退 職	今後、大分県内において返還免除対象業務に就く意思が □ない・□ある（←☑をつけてください。） *事業主の証明が必要です。		
	年 月 日	西暦 年 月 日		
	事業所名			
	退職理由			
4	就 業 先 等	*事業主の証明が必要です。		
	変更年月日	西暦 年 月 日		
	名 称	雇用形態	正規 ・ 非正規 ()	
	所 在 地	〒 -	TEL: () -	
5	休 職	*事業主の証明が必要です。		
	期 間	西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 まで		
	休職理由			
6	復 職	*事業主の証明が必要です。		
	年 月 日	西暦 年 月 日		

事業主証明欄

西 暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを証明します。

所在地

法人/施設・事業所名

代表者の職・氏名

印

借 受 人 死 亡 届

西曆 年 月 日

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 ()
(届出者)住所 〒 -

()

氏 名 印

携帯番号 - -
借受人との関係()

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	生年 月日	西曆	年	月	日生

学校名又は 勤務先名						
死亡年月日	西曆	年	月	日		
死亡の原因						

* 【添付書類】死亡診断書の写し、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

本人の収入状況届出書

西暦 年 月 日

社会福祉法人
大分県社会福祉協議会会長 様

申請者氏名（自署）

このたび、介護福祉士修学資金貸付の申請にあたり、私の収入状況は下記の通り相違ないことを届出します。

記

1 前年（西暦 年）1月から12月までの定職・アルバイト等について

定職またはアルバイト等を（ していた・していない ）			
勤務先名	仕事内容	総受給金額	受給期間
		円	月～ 月
	計	円	

2 本年（西暦 年）1月から現在までの定職・アルバイト等について

定職またはアルバイト等を（ している・していない ）			
勤務先名	仕事内容	総受給金額	受給期間
		円	月～ 月
	計	円	

3 家族からの仕送りについて

(1) 前年（西暦 年）1月から12月までの仕送りについて
続柄【 】から、年額 円

(2) 本年（西暦 年）1月から現在までの仕送りについて
続柄【 】から、年額 円

※源泉徴収票、または給与明細表（最近1ヵ月分）を提出してください。

※家族からの仕送りがない場合は、年額に0円を入れて提出してください。

令和6年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償A型	基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
	見舞費用付補償B型		

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- オプション5 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

〒870-0907

大分県大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部

TEL:097-515-7771 FAX:097-515-7772

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

【2025年4月作成】

注) 手引きの内容や様式は、予告なく変更することがあります。
ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。